

令和 4 年度（2022 年度）シンボルマーク使用申請状況等について

1. 申請許諾件数

申請件数 2 件

許諾件数 2 件

2. 申請許諾概要（継続中の案件）

【株式会社ヒキダシ】

○ガラス食器ブランド「Fire-king」のマグカップのパッケージに使用

○使用期間：令和 3 年（2021 年）1 月 19 日から令和 7 年（2025 年）12 月 20 日

【知床羅臼ヒグマクルーズ船協議会】

○協議会シンボルマークのデザインに使用

○使用期間：令和 3 年（2021 年）5 月 17 日から令和 8 年（2026 年）5 月 16 日

【(有)丸は宝来水産 ゴジラ観光】

○「御船印めぐりプロジェクト」参画に伴う「御船印」のデザインに使用

○使用期間：令和 5 年（2023 年）2 月 28 日から令和 10 年（2028 年）2 月 27 日

【北海道コカ・コーラボトリング(株)】

○斜里町及び羅臼町に設置稼働する飲料自動販売機に掲示するポスターに使用

○使用期間：令和 5 年（2023 年）3 月 1 日から令和 10 年（2028 年）2 月 28 日

知床世界自然遺産シンボルマーク運用規定（抜粋）

(申請者)

第 2 条 シンボルマークの使用を申請できる者は次のいずれかとする。

- (1) 知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等
- (2) 知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等
- (3) 斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサービス等を販売する者
- (4) 知床世界自然遺産地域を対象とした旅行商品を提供する者
- (5) 知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者

(使用媒体)

第 3 条 シンボルマークは次の媒体に使用できる。

- (1) 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等
- (2) 農林水産物や加工品・調理品等の商品やパッケージ
- (3) ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体
- (4) 商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等

(使用期限)

第 4 条 シンボルマークの使用許諾期間は 5 年とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。